

東東京中学生野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 名称

本連盟は、東東京中学生野球連盟という。

第2条 事務所

本連盟の事務所は、東東京中学生野球連盟理事長宅に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、野球競技を通じて青少年の健全な育成を目指し、その普及振興に寄与することを目的とする。

1. 青少年の健全な精神と強健な身体を養い、礼儀正しさを学ぶ。
2. 国際的スポーツマンの育成を目指し、積極的な交流を図る。
3. 競技者・家族・学校・地域社会が一体となり応援活動を推進する。
4. 硬式野球に移る際の筋力障害を防止し、スムーズに移行させる。
5. 国際野球連盟推奨球となっている意義を認識して各運営に当たる。

第3章 事業

第4条 本連盟は前章の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 東東京中学生野球選手権大会
2. 全国中学生都道府県対抗野球大会
3. 中学校野球の技術向上に関する事業・研究
4. 各団体との親睦と交流
5. その他、目的達成のために必要な事業

第4章 会員及び組織

第5条 本連盟の会員は、中学生で構成された東京都の団体(チーム)とする。

第6条 本連盟は日本中学生野球連盟に所属し、その連盟の指導の下に活動する。

第5章 役員

第7条 役員及び任期

1. 役員

会長 1名 副会長 3名以内
理事長 1名 副理事長 4名以内 会計 1名
常任理事 若干名 理事 相当数 監事 2名

役員の就任・退任は、理事会の総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

2. 相談役・顧問・参与・名誉会長・名誉顧問を置くことができる。

3. 任期

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第8条 役員の職務・選出

1. 会長・副会長は理事会にて選出する。

会長は本連盟を代表し、連盟職務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長が事故等ある時は職務を代行する。

2. 理事長・副理事長・事務局長は、常任理事の互選により選出する。

理事長は、理事会を代表し連盟職務を執行する。

3. 常任理事は、理事の互選により選出し、日常の職務及び緊急事項を処理し、理事長を補佐する。

4. 理事は、各地区の推薦者で構成され、会長が必要と認めて指名委託することができる。

5. 監事は、理事会で選出し、連盟の財産および理事の業務執行を監督する。

第6章 会議

第9条 理事会・常任理事会

1. 第4条の目的を達成するために、理事会を設置し、必要に応じて会議を行う。

2. 理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

3. 理事会は、理事の総数の半数以上の出席をもって成立する。但し、事前に委任状の提出がなされた場合は、出席とみなす。

4. 緊急を要する事項は、常任理事会で代行することが出来る。但し、第3項に基づき、常任理事の総数の半数以上の出席を必要とする。この場合、次の理事会で承認を得ること。

第7章 会計

第10条 本連盟の経費は、次に挙げるもので賄う。

1. 事業収入
2. 寄附金及びその他の収入

第11条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本連盟の収支決算は、毎会計年度終了後、2か月以内に会計が作成し、年度決算表及び事業報告書とともに、監事の意見を付し、理事会の承認を得なければならない。

第8章 細則

第13条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

1. 大会運営規定
2. 大会運営細則
3. 慶弔規定
4. その他

第9章 規約の変更

第14条 本連盟の規約は、理事の総数の3分の2以上の同意を得なければ、変更することは出来ない。

2019年4月1日制定

2020年10月1日改定